

中島村結婚新生活支援事業

詳細・注意点

【補助金額】※1

- 基本的には 30 万円上限となります。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が 29 歳以下の世帯は 60 万円上限となります。
- 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、切り捨てます。

【対象となる経費】※2

- 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に支払う費用のみ対象となります。
- 敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合は 保証金等も対象費用に含みます。
- 賃料については勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除きます。
- どういったものが該当になるかは、一度役場までご相談ください。 場合によっては、県に確認いたします。

【世帯の所得】※3

- 所得証明書をもとに、令和 6 年の夫婦の所得を合算した額となります。
- 所得証明書は令和 7 年 1 月 1 日時点でお住まいだった市町村で発行できます。
 - ⇒ ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で中島村に住んでいた→中島村で発行できます。
 - ・ 令和 7 年 1 月 1 日時点で中島村外に住んでいた→お住まいであった市町村にお問い合わせください。
- 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

【提出書類】※4

- ① 結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍謄本）
- ③ 所得証明書
- ④ 物件の売買契約書・領収書の写し（※住居費における購入の場合）
- ⑤ 物件の賃貸借契約書・領収書の写し（※住居費における賃貸借の場合）
- ⑥ 住宅手当支給証明書（第 2 号様式）
- ⑦ 引越しに係る領収書の写し（※引越費用の場合）
- ⑧ 振込先の預金通帳の写し
- ⑨ その他、村長が必要と認める書類

※ 様式については村 HP からダウンロードできます